

監査委員	
谷本	嶋

文書閲覧押印欄				
文書取扱員	部長	所属長	係長	係員
貞光	神谷	神谷	川口	和田 貞光

宗像市職員措置請求書

1.宗像市長に対する措置請求の要旨

(1) 請求の対象行為

訴訟（平成 24 年（行ウ）第 1 号玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件、平成 24 年（行ウ）第 84 号玄海小学校改築処分差止請求事件、平成 24 年（行ク）第 39 号仮の差止めの申立て、平成 25 年（行コ）第 17 号玄海小学校改築処分差止請求控訴事件、）に関する弁護士費用 735 万円が資料 1 のとおり、平成 25 年 4 月 18 日までに宗像市の公金から支出された。当該弁護士費用は、以下に述べるとおり、違法又は不当な公金の支出である。

よって、監査委員は、市長に対し、支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

(2) 前記行為の違法・不当の理由

ア. 予定価格と見積額、契約額のいずれもが合致し、また、落札者が見積書を提出した日に決済、契約までが行われており、見積書提出前までに予定価格が落札者に漏れていた疑いがあり、宗像市契約事務規則に違反した違法又は不当な手続きである。

イ. 随意契約の理由として、契約者は、本市の顧問弁護士であり、本件に関しては訴訟前から事前に相談を行っていたためとあるが、宗像市が法律行為を行うに当たって、事前に顧問弁護士に相談を行い、その弁護士の判断結果について訴訟が起こされたということは、その判断結果についての弁護士の責任が問われているわけであり、市が弁護士に対して賠償責任を問うべきものであり、そのような訴訟が行われた場合に、訴訟に関して弁護士報酬が払われることは不当であり、顧問報酬の範囲内で対応すべきである。

ウ. 訴訟の状況及び弁護士費用の支出に関して、議会への報告がなされておらず、つまり、市民への報告が一切なされおらず、訴訟に関して隠ぺい行為が行われており、それに伴う弁護士費用は、違法又は不当な支出である。

(3) 監査の対象事項として上記の項目を希望し、監査結果の通知には、上記主張を割愛して要旨として記載するのではなく、全主張を要旨とすることなく掲載し、またすべての事実証明についても掲載するように求める。

(4) 支出額の返還を求める対象者

対象となる職員の職名、氏名等

・市長 谷井博美



2.請求人

住所 宗像市 [REDACTED] 職業 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を
請求します。

平成 25 年 9 月 9 日

宗像市監査委員 様

事実証明

その 1 訴訟費用まとめ資料

その 2 訴訟費用支出に関連する資料